

横須賀市報

第 1942 号

発行日	発行所	横須賀市小川町11番地 横須賀市役所
毎月	編集兼	横須賀市長
10日	発行人	上地克明
25日	印刷所	(有)宮村印刷所

目 次

規 則	
◇公有財産規則の一部改正……………	15725
告 示	
◇横須賀美術館の一部の供用の再開について……………	〃
◇指定地域密着型サービス事業者の指定について……………	〃
◇指定居宅サービス事業者の事業の廃止について……………	15726
◇指定地域密着型サービス事業者の事業の廃止について……………	〃
◇指定居宅介護支援事業者の事業の廃止について……………	〃
◇指定介護予防サービス事業者の事業の廃止について……………	〃
◇指定地域密着型介護予防サービス事業者の事業の廃止について……………	〃
◇地縁による団体の告示事項の変更について……………	15727
◇指定小児慢性特定疾病医療機関の指定について……………	〃
◇指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退について……………	〃
◇公金の収納に関する事務の委託について……………	〃
◇公金の収納に関する事務の委託について……………	〃
◇除却広告物等の保管について……………	〃
◇空家等管理活用支援法人の指定について……………	〃
◇放置自転車等の移動について……………	15728
◇道路区域変更及び供用開始について……………	15729
◇横須賀都市計画横須賀港臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例別表第1第3項に規定する施設の指定について……………	〃
公 告	
◇開発行為の工事完了について……………	〃
◇農用地利用集積等促進計画について……………	〃
訓 令 甲	
◇事務分掌規則施行上の留意事項について……………	15730
上下水道局告示	
◇指定給水装置工事事業者の指定について……………	〃
◇指定給水装置工事事業者の指定の更新について……………	〃
◇指定下水道工事店の指定について……………	〃
◇指定下水道工事店の指定辞退について……………	15731
上下水道局公告	
◇水道事業会計用地の売払いに係る一般競争入札について……………	〃
教育委員会告示	
◇教育委員会定例会の招集について……………	〃

規 則

横須賀市規則第60号

公有財産規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 8 月25日

横須賀市長 上 地 克 明

公有財産規則の一部を改正する規則

公有財産規則（昭和46年横須賀市規則第26号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項を削り、同条第2項中「前項に規定する報告を取りまとめ」を削り、同項を同条第1項とする。

第59条を次のように改める。

（公有財産台帳）

第59条 部長等は、公有財産台帳（公有財産の価格その他公有

財産の管理、運用等に必要な事項に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）をいう。以下「台帳」という。）及び必要な図面その他の資料を備え、変動の都度、補正し常にその状況を明らかにしなければならない。

2 財務部長は、公有財産の総括に関する事務を行うため、前項の台帳を備えるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、道路法（昭和27年法律第180号）第28条第1項に規定する道路台帳及び都市公園法（昭和31年法律第79号）第17条第1項に規定する都市公園台帳その他の法令により調製又は作成が義務付けられている帳簿で、財務部長が部長等と協議して定めるものは、当該帳簿をもって台帳に代えることができる。

第60条の見出し中「単位等」を「単位」に改め、同条中「別表第1」を「別表」に改め、「とし、増減理由用語は、別表第2に掲げるとおり」を削る。

第61条の見出し中「登録時期」を「登録時期」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「登載」を「登録」に改める。

第62条各号列記以外の部分中「台帳登載価格」を「台帳登録価格」に改める。

第63条第1項中「及び建設部長」を削り、「登載」を「登録」に改め、同条第2項中「公有財産台帳価格改定通知書（第24号様式）により部長等に通知しなければならない」を「台帳に登録しなければならない」に改める。

第64条を次のように改める。

（使用許可及び貸付けの記録）

第64条 部長等は、使用許可をした行政財産又は貸し付けた公有財産（使用許可をした年度又は貸し付けた年度が属する年度の翌年度以降を使用許可又は貸付けの期間の終期としたものに限る。）について、その状況を明らかにするため、使用許可又は貸付けの状況に係る電磁的記録を備え置き、これに記録した事項に異動が生じたときは、その都度修正しなければならない。

第66条に次の1項を加える。

3 公共事業における損失補償として取得する当該事業に不要な建物、工作物等については、第2章の規定は、適用しない。別表第2を削り、別表第1を別表とする。

第3号様式甲を次のように改める。

第3号様式甲 削除

第3号様式乙を次のように改める。

第3号様式乙 削除

第14号様式から第30号様式までを削る。

附 則

この規則は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。

告 示

横須賀市告示第 197 号

横須賀美術館（駐車場を除く。）は、令和 8 年 9 月 5 日から供用を再開します。

令和 8 年 8 月25日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市告示第 198 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第42条の 2 第 1 項の規

定により、次に掲げる者を指定地域密着型サービス事業者として指定しました。

令和 8 年 8 月25日

横須賀市長 上 地 克 明

指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和 8 年 8 月 1 日	リハビリステーション ライカム	横須賀市浦賀 5 丁目 4 番 3 号	地域密着型通所介護	横須賀市鶴が丘二丁目10番 2 号 株式会社 S o l a r i s 代表取締役 輪 湖 稔

横須賀市告示第 199 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第75条第 2 項の規定により、次に掲げる者から指定居宅サービスの事業を廃止する旨

の届出がありました。
令和 8 年 8 月25日

横須賀市長 上 地 克 明

廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和 8 年 7 月31日	訪問看護ステーション友・友	横須賀市岩戸 3 丁目38番 3 号	訪問看護	横須賀市岩戸三丁目38番 3 号 株式会社訪問看護ステーション友・友 代表取締役 榎 島 恵美子

横須賀市告示第 200 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第78条の 5 第 2 項の規定により、次に掲げる者から指定地域密着型サービスの事業を

廃止する旨の届出がありました。
令和 8 年 8 月25日

横須賀市長 上 地 克 明

廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和 8 年 6 月30日	ローズフォーク	横須賀市衣笠栄町 1 丁目 60 番地 1	認知症対応型通所介護	横須賀市長沢一丁目27番27号 有限会社エイシン学院 取締役 藤 崎 玲 子

横須賀市告示第 201 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第82条第 2 項の規定により、次に掲げる者から指定居宅介護支援の事業を廃止する旨

の届出がありました。
令和 8 年 8 月25日

横須賀市長 上 地 克 明

廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和 8 年 7 月31日	ケアステーションかもめ	横須賀市長沢 1 丁目26番 10 号	居宅介護支援	横須賀市長沢一丁目26番10号 有限会社オフィスしらと 代表取締役 白 土 和 雄

横須賀市告示第 202 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 5 第 2 項の規定により、次に掲げる者から指定介護予防サービスの事業を

廃止する旨の届出がありました。
令和 8 年 8 月25日

横須賀市長 上 地 克 明

廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和 8 年 7 月31日	訪問看護ステーション友・友	横須賀市岩戸 3 丁目38番 3 号	介護予防訪問看護	横須賀市岩戸三丁目38番 3 号 株式会社訪問看護ステーション友・友 代表取締役 榎 島 恵美子

横須賀市告示第 203 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の15第 2 項の規定により、次に掲げる者から指定地域密着型介護予防サービ

スの事業を廃止する旨の届出がありました。
令和 8 年 8 月25日

横須賀市長 上 地 克 明

廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和 8 年 6 月30日	ローズフォーク	横須賀市衣笠栄町 1 丁目 60 番地 1	介護予防認知症対応型通所介護	横須賀市長沢一丁目27番27号 有限会社エイシン学院 取締役 藤 崎 玲 子

横須賀市告示第 204 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 260 条の 2 第11項の規定に基づき、次に掲げる認可地縁団体から告示事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により告示します。
令和 8 年 8 月25日

横須賀市長 上 地 克 明

地縁団体の名称	代 表 者 の 氏 名 及 び 住 所	
	変 更 前	変 更 後
中里町内会	平 井 宏 周 横須賀市上町 1 丁目 25番地	山 田 宏 史 横須賀市上町 1 丁目 58番地43

横須賀市告示第 205 号

児童福祉法（昭和22年法律第 164 号）第 6 条の 2 第 2 項の規定により、次に掲げる者を指定小児慢性特定疾病医療機関として指定しました。
令和 8 年 8 月25日

横須賀市長 上 地 克 明

指 定 年月日	名 称	所 在 地
令和 8 年 5 月 1 日	珊瑚薬局 新緑店	横須賀市大津町 1 丁目16 番 7 号
同	珊瑚薬局 大津店	横須賀市大津町 1 丁目20 番 2 号
同	珊瑚薬局 佐原店	横須賀市佐原 3 丁目 3 番 6 号
令和 8 年 7 月 1 日	五郎橋薬局	横須賀市根岸町 4 丁目 2 番14号
令和 8 年 8 月 1 日	薬局日本メディカルシ ステム横須賀中央店	横須賀市若松町 2 丁目31 番地

横須賀市告示第 206 号

児童福祉法（昭和22年法律第 164 号）第19条の15の規定により、次に掲げる医療機関から指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退がありました。
令和 8 年 8 月25日

横須賀市長 上 地 克 明

辞 退 年月日	名 称	所 在 地
令和 8 年 8 月 1 日	ハックドラッグ横須賀 中央薬局	横須賀市若松町 2 丁目 4 番地田丸屋ビル
令和 8 年 8 月 8 日	アオバ薬局	横須賀市長沢 3 丁目 1 番 24号

横須賀市告示第 207 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 243 条の 2 第 1 項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者に公金の収納に関する事務を委託しました。
令和 8 年 8 月25日

横須賀市長 上 地 克 明

- 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地
株式会社セブンドリーム・ドットコム
東京都千代田区二番町 8 番地 8
- 指定公金事務取扱者の指定をした日
令和 8 年 6 月 5 日
- 指定公金事務取扱者に公金の収納に関する事務の委託をした日
令和 8 年 7 月15日
- 指定公金事務取扱者に委託した公金の収納に関する事務に係る歳入等

手数料条例（平成12年横須賀市条例第 9 号）別表第 5 第 1 項第 2 号イ及びウに規定する手数料

- 委託の期間
令和 8 年 9 月 1 日から令和 9 年 3 月31日まで

横須賀市告示第 208 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 243 条の 2 第 1 項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者に公金の収納に関する事務を委託しました。
令和 8 年 8 月25日

横須賀市長 上 地 克 明

- 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地
日本郵便株式会社 南関東支社
神奈川県川崎市川崎区榎町 1 番 2 号
- 指定公金事務取扱者の指定をした日
令和 8 年 6 月 5 日
- 指定公金事務取扱者に公金の収納に関する事務の委託をした日
令和 8 年 8 月 4 日
- 指定公金事務取扱者に委託した公金の収納に関する事務に係る歳入等
手数料条例（平成12年横須賀市条例第 9 号）別表第 5 第 1 項第 1 号イ及びウ、第 2 号イ及びウ並びに第 4 号に規定する手数料
- 委託の期間
令和 8 年 9 月 1 日から令和 9 年 3 月31日まで

横須賀市告示第 209 号

屋外広告物法（昭和24年法律第 189 号）第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり広告物等を保管しました。
保管した広告物等に係る保管広告物等一覧簿は、横須賀市都市部まちなみ景観課において告示の日の翌日から起算して 2 週間一般の縦覧に供します。
令和 8 年 8 月25日

横須賀市長 上 地 克 明

- 広告物等の名称又は種類等

広告物等の 名称又は 種類	広告物 等の数量	広告物等が放置されてい た場所	除 却 年月日	保 管 期 間
はり札等	2	衣笠栄町 1 丁目及び衣笠 町地内	令和 8 年 7 月 1 日か ら同月 31日ま で	告示の 日の翌 日から 起算し て 2 週 間

- 保管場所
横須賀市武 3 丁目22番 1 号
- 返還を受ける方法
(1) 返還場所及び返還日時
返還を受けようとするときは、事前に協議の上決定します。
(2) 持参するもの
受領書、当該広告物等の所有者等であることを証明するもの及び印鑑
- 問い合わせ先
横須賀市都市部まちなみ景観課

横須賀市告示第 210 号

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第 127 号）第23条第 1 項の規定により、次に掲げる者を空家等管理活用支援法人に指定しました。
令和 8 年 8 月25日

横須賀市長 上 地 克 明

指 定 年月日	法人の名称又は商号	住 所 及 び 事 務 所 又は営業所の所在地
令和 8 年 7 月27日	公益社団法人横須賀市 シルバー人材センター	横須賀市本町二丁目 1 番 地

横須賀市告示第 211 号

自転車等の放置防止に関する条例（平成 3 年横須賀市条例第 29 号）第10条第 2 項及び第 4 項並びに第28条第 2 項の規定に基

づき、次のとおり自転車等を保管場所に移動しました。
令和 8 年 8 月25日

横須賀市長 上 地 克 明

1 移動年月日等

移 動 年 月 日	移動した自転車等の台数		自転車等が放置されていた場所	保 管 場 所
	自 転 車	原動機付自転車及び普通自動二輪車		
令和 8 年 7 月 1 日から 同月31日まで	台 70	台 1	追浜駅周辺自転車等放置禁止区域	浦郷町自転車等保管所 横須賀市浦郷町 3 丁目48番地
同	1	1	京急田浦駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	1	0	横須賀駅周辺自転車等放置禁止区域	三春町自転車等保管所 横須賀市三春町 2 丁目 1 番地
同	1	0	逸見駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	4	2	汐入駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	21	0	横須賀中央駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	3	0	県立大学駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	1	0	堀ノ内駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	9	2	衣笠駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	2	0	北久里浜駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	12	0	久里浜駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	1	0	Y R P 野比駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	22	0	追浜東町 3 丁目、追浜町 1 丁目、 汐入町 3 丁目、小川町、日の出町 2 丁目、平成町 3 丁目、三春町 1 丁目、富士見町 3 丁目、上町 4 丁 目、公郷町 1 丁目、衣笠栄町 1 丁 目、佐原 3 丁目及び岩戸 1 丁目地 内の道路	同
同	1	1	追浜駅第 1 自転車等駐車場	浦郷町自転車等保管所 横須賀市浦郷町 3 丁目48番地
同	3	0	追浜駅第 3 自転車等駐車場	同
同	1	0	京急田浦駅自転車等駐車場	同
同	1	0	衣笠駅第 2 自転車等駐車場	三春町自転車等保管所 横須賀市三春町 2 丁目 1 番地
同	1	0	北久里浜駅第 1 自転車等駐車場	同
同	1	0	馬堀海岸駅自転車等駐車場	同
同	2	0	久里浜駅自転車等駐車場	同

2 保管期間

自転車等を移動した日の翌日から起算して 2 箇月間

3 返還を受ける方法

(1) 返還場所
返還を受けようとする自転車等の保管場所

- (2) 返還日時
月曜日から土曜日までの午前11時から午後 7 時まで。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178 号）に規定する休日を除きます。
- (3) 移動費用
自転車 1 台につき 2,500円
原動機付自転車及び普通自動二輪車 1 台につき 5,000 円
- (4) 持参するもの
自転車等のかぎその他当該自転車等の利用者等であることを証明するもの
- 4 保管期間経過後の自転車等の措置

保管期間が経過した自転車等は、本市が処分します。

5 問い合わせ先
横須賀市建設部建設総務課

~~~~~

**横須賀市告示第 212 号**  
道路区域変更及び供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条の規定に基づき、次のように市道の道路の区域を変更し、及び令和 8 年 8 月25日からその供用を開始します。

その関係図面は、横須賀市建設部土木用地課において告示の日から30日間一般の縦覧に供します。

令和 8 年 8 月25日

横須賀市長 上 地 克 明

| 路 線 名 | 旧新別 | 区 間                                         | 敷地の幅員            | 延 長          |
|-------|-----|---------------------------------------------|------------------|--------------|
| 1,377 | 旧   | 平作 2 丁目2515番の34地先から<br>平作 2 丁目2518番の 9 地先まで | メートル<br>2.8～ 3.5 | メートル<br>39.3 |
|       | 新   | 平作 2 丁目2515番の34地先から<br>平作 2 丁目2518番の 9 地先まで | 2.8～ 4.2         | 39.3         |
| 7,001 | 旧   | 安針台72番の18地先から<br>安針台72番の27地先まで              | 6.2～ 7.7         | 35.4         |
|       | 新   | 安針台72番の18地先から<br>安針台72番の27地先まで              | 6.2              | 35.4         |
| 7,003 | 旧   | 安針台74番の22地先から<br>安針台72番の30地先まで              | 6.2～ 7.7         | 30.5         |
|       | 新   | 安針台74番の22地先から<br>安針台72番の30地先まで              | 6.2              | 30.5         |

~~~~~

横須賀市告示第 213 号

横須賀都市計画横須賀港臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例（昭和41年横須賀市条例第25号）別表第 1 第 3 項に規定する施設を次のとおり指定したので告示します。

令和 8 年 8 月25日

横須賀市長 上 地 克 明

分区の名称	分区の区域	市長が指定する施設
商港区	横須賀市田浦港町	港湾利用の高度化を図るための情報処理施設及び電気通信施設並びに海洋無人機の研究開発、造修及び運用サービスの提供を行い、港

湾管理の支援又は公益の増進に資する施設（これらに附帯する施設を含む。）

公 告

横須賀市公告第 119 号（令和 8 年 8 月14日
掲 示 済）

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第36条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和 8 年 8 月14日

横須賀市長 上 地 克 明

許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	工事完了検査済証交付 年月日及び交付番号	開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
令和 8 年 3 月25日 令 7 開第18号	令和 8 年 8 月 3 日 令 8 第 6 号	横須賀市太田和 3 丁目1130番 2 ほか 1 筆	横須賀市平作一丁目 3 番22号 有限会社ライフホーム 取締役 中 西 己登美

~~~~~

**横須賀市公告第 120 号**

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第 101 号）第18条第 1 項の規定により、農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可したので、同条第 7 項の規定により公告します。

令和 8 年 8 月25日

横須賀市長 上 地 克 明  
記の 1

- 農用地利用集積等促進計画を定めた土地の所在  
横須賀市長井 2 丁目2155番 1
- 農地中間管理権の設定を受ける方の住所及び氏名  
横須賀市長井 2 丁目 5 番39号  
肥 田 ナヲ子
- 農地中間管理権の設定をする方の住所及び氏名  
横須賀市長井 2 丁目 8 番11号  
山 崎 充 代

- 農用地等について賃借権の設定等を受け、同時に賃借権の設定等を行う農地中間管理機構の所在地、名称及び代表者名  
横浜市中区山下町 2 番地  
公益社団法人神奈川県農業会議  
会長 持 田 文 男  
記の 2
- 農用地利用集積等促進計画を定めた土地の所在  
横須賀市林 4 丁目 705 番 1 及び 706 番並びに林 5 丁目1246 番 1 及び1246番 2
- 農地中間管理権の設定を受ける方の住所及び氏名  
横須賀市林 4 丁目 5 番 1 号  
岩 沢 誠 一
- 農地中間管理権の設定をする方の住所及び氏名  
横須賀市林 2 丁目13番 3 号  
永 野 和 義

- 4 農用地等について賃借権の設定等を受け、同時に賃借権の設定等を行う農地中間管理機構の所在地、名称及び代表者名  
横浜市中区山下町 2 番地  
公益社団法人神奈川県農業会議  
会長 持 田 文 男  
記の 3
- 1 農用地利用集積等促進計画を定めた土地の所在  
横須賀市須軽谷字馬込原77番 1
- 2 農地中間管理権の設定を受ける方の住所及び氏名  
横須賀市津久井 5 丁目21番23号  
原 田 隆 道
- 3 農地中間管理権の設定をする方の住所及び氏名  
横須賀市須軽谷71番地  
小 林 カノ子
- 4 農用地等について賃借権の設定等を受け、同時に賃借権の設定等を行う農地中間管理機構の所在地、名称及び代表者名  
横浜市中区山下町 2 番地  
公益社団法人神奈川県農業会議  
会長 持 田 文 男  
記の 4
- 1 農用地利用集積等促進計画を定めた土地の所在  
横須賀市須軽谷字馬込原85番
- 2 農地中間管理権の設定を受ける方の住所及び氏名  
横須賀市須軽谷 170 番地  
村 瀬 好 彦
- 3 農地中間管理権の設定をする方の住所及び氏名  
横須賀市須軽谷71番地  
小 林 カノ子
- 4 農用地等について賃借権の設定等を受け、同時に賃借権の設定等を行う農地中間管理機構の所在地、名称及び代表者名  
横浜市中区山下町 2 番地  
公益社団法人神奈川県農業会議  
会長 持 田 文 男  
記の 5
- 1 農用地利用集積等促進計画を定めた土地の所在

- 横須賀市阿部倉 511 番及び 512 番
- 2 農地中間管理権の設定を受ける方の住所及び氏名  
横須賀市平作 4 丁目 8 番14号  
山 木 萌
- 3 農地中間管理権の設定をする方の住所及び氏名  
横須賀市長井 3 丁目29番 B－ 105 号  
角 井 和 江
- 4 農用地等について賃借権の設定等を受け、同時に賃借権の設定等を行う農地中間管理機構の所在地、名称及び代表者名  
横浜市中区山下町 2 番地  
公益社団法人神奈川県農業会議  
会長 持 田 文 男

## 訓 令 甲

横須賀市訓令甲第12号  
事務分掌規則施行上の留意事項について（平成10年横須賀市訓令甲第 2 号）の一部を次のように改正する。  
令和 8 年 8 月25日  
横須賀市長 上 地 克 明  
列記事項第 2 項第 7 号ア中「に登録し」を「を備え」に改める。  
附 則  
この規程は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。

## 上下水道局告示

横須賀市上下水道局告示第33号  
横須賀市水道事業給水条例（昭和33年横須賀市条例第24号）第11条第 1 項の規定に基づき、次に掲げる給水装置工事事業者を本市指定給水装置工事事業者として指定しました。  
令和 8 年 8 月25日  
横須賀市上下水道事業管理者  
横須賀市上下水道局長 廣 川 淨 之

| 登録番号 | 給水装置工事事業者名      | 代 表 者 名 | 所 在 地              | 指定年月日             | 有効期限             |
|------|-----------------|---------|--------------------|-------------------|------------------|
| 714  | 株式会社伊東商店        | 伊 東 秀 雄 | 秦野市並木町 5 番 6 号     | 令和 8 年<br>8 月 5 日 | 令和13年<br>8 月 4 日 |
| 715  | 東京ガスリノベーション株式会社 | 高 橋 稔   | 東京都品川区二葉二丁目 9 番15号 | 令和 8 年<br>8 月 7 日 | 令和13年<br>8 月 6 日 |
| 716  | 有限会社スドウ工営       | 須 藤 公 司 | 小田原市成田 703 番地の 2   | 令和 8 年<br>8 月10日  | 令和13年<br>8 月 9 日 |

横須賀市上下水道局告示第34号  
水道法（昭和32年法律第 177 号）第25条の 3 の 2 第 1 項の規定に基づき、次に掲げる 指定給水装置工事事業者の指定を更新

しました。  
令和 8 年 8 月25日  
横須賀市上下水道事業管理者  
横須賀市上下水道局長 廣 川 淨 之

| 登録番号 | 給水装置工事事業者名 | 代 表 者 名 | 所 在 地                | 更新された指定の有効期限                        |
|------|------------|---------|----------------------|-------------------------------------|
| 589  | 巧正         | 原 正     | 逗子市小坪 5 丁目16番23号 2 F | 令和 8 年 8 月 2 日から<br>令和13年 8 月 1 日まで |

横須賀市上下水道局告示第35号  
横須賀市下水道条例（昭和41年横須賀市条例第29号）第 6 条及び指定下水道工事店条例（平成12年横須賀市条例第45号）第 2 条の規定に基づき、令和13年 3 月31日まで次に掲げる工事店

を本市指定下水道工事店として指定しました。  
令和 8 年 8 月25日  
横須賀市上下水道事業管理者  
横須賀市上下水道局長 廣 川 淨 之

| 登録番号  | 工 事 店 名   | 代 表 者 名 | 所 在 地            | 指 定 年 月 日      |
|-------|-----------|---------|------------------|----------------|
| 須 464 | 株式会社伊東商店  | 伊 東 秀 雄 | 秦野市並木町 5 番 6 号   | 令和 8 年 8 月 5 日 |
| 須 465 | 有限会社スドウ工営 | 須 藤 公 司 | 小田原市成田 703 番地の 2 | 令和 8 年 8 月10日  |

横須賀市上下水道局告示第36号  
指定下水道工事店条例（平成12年横須賀市条例第45号）第7条の規定に基づき、次のとおり指定下水道工事店の指定を辞退

する旨届出がありました。  
令和 8 年 8 月 25 日  
横須賀市上下水道事業管理者  
横須賀市上下水道局長 廣 川 淨 之

| 登録番号  | 工 事 店 名          | 代 表 者 名 | 所 在 地             | 届 出 年 月 日       |
|-------|------------------|---------|-------------------|-----------------|
| 須 402 | 関東漏水調査修理センター株式会社 | 小 崎 英 剛 | 横浜市瀬谷区相沢三丁目30番地 5 | 令和 8 年 7 月 27 日 |

## 上下水道局公告

横須賀市上下水道局公告第 4 号（令和 8 年 8 月 25 日 掲 示 済）  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第 234 条の規定に基づき、次のとおり一般競争入札により水道事業会計用地の売払いを行います。  
令和 8 年 8 月 25 日  
横須賀市上下水道事業管理者  
横須賀市上下水道局長 廣 川 淨 之  
（次のとおりは略）

## 教育委員会告示

横須賀市教育委員会告示第 8 号（令和 8 年 8 月 10 日 掲 示 済）  
横須賀市教育委員会定例会を次のとおり招集します。  
令和 8 年 8 月 10 日  
横須賀市教育委員会  
教育長 生 田 研 一

- 日時 令和 8 年 8 月 13 日 午前 9 時 30 分
- 会議開催の場所 横須賀市役所正庁
- 会議に付議すべき事項
  - 令和 8 年度横須賀市一般会計補正予算教育委員会関係議案の提出について
  - 横須賀市いじめ等課題解決専門委員会委員の委嘱について
  - 教育長の臨時代理による事務の承認について（教育委員会事務局等事務分掌規則中改正）
  - 教育長の臨時代理による事務の承認について（教育委員会専決規程中改正）
  - 教育長の臨時代理による事務の承認について（教育委員会の所管に係る公文書管理規程中改正）